

## 環境保護法 2005 年の施行規則（2006 年）の改正（2008 年）

Decree No. 21/2008/ND-CP on amending and supplementing a number of articles of the Government's Decree No. 80/2006/ND-CP of 9 August 2006 on detailed regulations and guidance the implementation of a number of Articles of the Law on Environmental Protection

2008 年 2 月 28 日付政令 No. 21/2008/ND-CP の英訳（主要な改正及び追加事項のみ英訳）

政府

政令 No. 21/2008/ND-CP

環境保護法の施行規則（2006 年 8 月 9 日付政令 No. 80/2006/ND-CP）の改正

**Article 1. Amending and complementing some of the Articles of the Decree 80/2006/ND-CP as follows:**

**第 1 条 施行規則（No.80/2006/ND-CP）の改正及び補足事項は以下のとおりである。**

### 1. 第 4 条は以下のように改正及び補足される。

第 4 条:環境基準から環境技術基準への移行、調査及び転換における規定

1. 政府によって公布された法的拘束力のある環境基準は、以下のように環境技術基準へ転換する。
  - a) 大気環境基準は、大気環境基準における技術基準へ転換する。
  - b) 廃棄物における基準は、廃棄物における技術基準へ転換する。
2. 天然資源環境省は、2007 年 1 月 1 日以前に公布された大気環境及び廃棄物における国家基準から大気環境及び廃棄物における国家技術基準への調査及び転換に対する責任を負う。

### 2. 第 5 条は以下のように改正及び補足される。

第 5 条: 国家技術基準の準備及び公布における責任と手順

1. 天然資源環境省は、大気環境及び廃棄物における国家技術基準の準備及び公布、地域・行政区域及び部門に従って廃棄物の国家技術基準の適用に対するロードマップ及び係数を規定する責任を負う。

2. 中央直轄市及び地方省の人民委員会は、地方の特色に従って、廃棄物における地方技術基準を準備及び公布する責任を負う。  
廃棄物における地方技術基準は、国家技術基準より厳しく、廃棄物における国家技術基準公布の決定に対応したロードマップ及び地方係数に従って適用しなければならない。

### 3. 第6条は以下のように改正及び補足される。

1. 環境保護法施行規則（80/2006/ND-CP）の別表1に示している環境影響評価報告書（EIA レポート）の準備及び提出を求められる事業リストは、本施行規則の別表のリストと置き換えるものとする。  
本施行規則の別表に示されているリストを超えて、環境影響評価報告書の準備及び提出を求められている事業に関して、天然資源環境大臣は、調査を行った上で最終判断をし、首相へ報告する責務を負う。

### 4. 第6条の a<sup>1</sup>は以下のように補足される。

第6条の a: 環境影響評価報告書を準備する過程における区や町レベルの人民委員会及び居住コミュニティの代表者との協議

1. 居住コミュニティを代表する区や町レベルの祖国戦線委員会<sup>2</sup>（以下、区レベルの祖国戦線委員会と言う）は、その地域の投資事業に対する環境影響評価報告書を準備する過程で、公の協議に参加する。
2. 事業主は、意見を求めるために、その事業が実施される区レベルの人民委員会及び祖国戦線委員会に対して、主な投資事項、環境問題及び環境保護対策を書面で通知する責任を負う。
3. 事業主より書面で通知を受けてから営業日 15 日以内に、区レベルの人民委員会及び祖国戦線委員会は、その事業主に対して、意見を書面にて回答し、その意見を公に公表する責務を負う。

---

<sup>1</sup> 2006年施行規則には6条の a はなく、6条の1と2のみである。

<sup>2</sup> The fatherland front committee: ベトナム共産党が党員以外の大衆を政治活動に動員するための大衆団体。祖国戦線は、共産党のほか、労働総連合、農民連合、婦人連合、ホーチミン共産青年連合といった大衆組織が構成員となっている。参照: (財)自治体国際化協会.ベトナムの地方制度. Clair Report Number 169 (July 10,1998).

[http://www.clair.or.jp/j/forum/c\\_report/html/cr169/index.html](http://www.clair.or.jp/j/forum/c_report/html/cr169/index.html).

上記で述べた 15 日が経過しても、事業主が書面による回答をもらわない場合には、区レベルの人民委員会及び居住コミュニティの代表は、その事業主に同意したと結論づけることができる。

4. 以下の事業は、その事業が実施される区レベルの人民委員会及び居住コミュニティの代表と協議を行う必要がない。
  - a) 管轄機関によって工業区域、輸出加工区、又は高度先端技術地区のインフラ建設事業における環境影響評価報告がすでに承認されている工業地区、輸出加工地区、又は高度先端技術地区における投資事業  
工業区域、輸出加工区、又は高度先端技術地区のインフラの建設事業における環境影響評価報告書が 2006 年 7 月 1 日以降に承認された場合には、承認済みの環境影響評価報告書に挙げた全ての環境保護作業が予定通り実施されていることを証明するために、その環境影響評価報告書は環境保護の管轄機関によって調査されなければならない。
  - b) 区の行政管理責任が明確ではない海域での事業
  - c) 国家機密に関係する国家安全保障における投資事業

## 5. 第 11 条は以下のように改正及び補足される。

第 11 条: 環境影響評価報告書の審査及び承認

1. 中央直轄市及び地方省の人民委員会（以下、地方省の人民委員会と言う）は、環境保護法の第 21 条の a と b<sup>3</sup>で規定された事業を除き、環境影響評価報告書の審査委員会を設置、又は地方省で行う事業の環境影響評価報告書を審査する環境保護の管轄機関を任命する。
2. 環境影響評価報告書の提出期限は以下のように規定される。
  - a) 鉱物の探鉱及び掘削における投資事業に関しては、事業主は、鉱物の掘削許可を申請する前に、審査及び承認を得るために、環境影響評価報告書を提出しなければならない。
  - b) 上記事項で定められている事業を除いて、建設作業又は建設作業の事前作業における投資事業に関しては、事業主は、建設許可を申請する前に、審査及び承認を得るために、環境影響評価報告書を提出しなければならない。

---

<sup>3</sup> 環境保護法第 21 条 a と b は、第 21 条の 7 にある。

- c) 上記 a と b のいずれにも該当しない事業に関しては、事業主は、事業を実施する前に、審査及び承認を得るために、環境影響評価報告書を提出しなければならない。
3. 環境影響評価報告書の審査委員会又は審査業務を行う組織は、承認する環境影響評価報告書の内容をレビューし評価するために、管轄機関への協力を協議する機能を持つ。

**6. 第 13 条の 1 項の b は以下のように改正される。**

- a) 事業は、環境影響評価報告書の承認日から 24 ヶ月経過すれば、実施することができる。

設計能力、技術及び大気環境に変更ない場合には、追加の環境影響評価報告書は必要ないが、書面による明確な説明を環境影響評価報告書の承認機関へ提出することが求められる。

**7. 第 17 条は以下のように改正又は補足される。**

1. 環境保護公約<sup>4</sup>の登録期限は以下のように規定される。
- a) 鉱物の探鉱及び掘削における投資事業に関しては、事業主は、その鉱物の掘削許可を申請する前に、環境保護公約を提出しなければならない。
  - b) 上記事項で定められている事業を除いて、建設作業又は建設作業の事前作業における投資事業に関しては、事業主は、建設許可を申請する前に、審査及び承認を得るために、環境保護公約を提出しなければならない。
  - c) 本条項の a と b のいずれにも該当しない事業に関しては、事業を実施する前に、環境保護公約を提出しなければならない。
2. 二つの地方省の県、町及び市にまたがる地域（以下、県と言う）で実施される投資事業に関しては、環境保護公約の登録は以下のように行われなければならない。
- a) 事業主は、環境へ最も深刻な影響を受ける県の人民委員会に対して、環境保護公約を提出しなければならない。

---

<sup>4</sup> The environmental protection commitment. 参照：財団法人 地球・人間環境フォーラム. 平成 18 年度 我が国 ODA 及び民間海外事業における環境社会配慮強化調査業務－ベトナムにおける企業の環境対策と社会的責任 CSR in Asia (3) ー. 平成 19 年 3 月.

事業によって引き起こされる環境への深刻な影響が同じ場合、事業主は、環境保護公約を登録する県を一つだけ選択することができる。

- b) 環境保護公約が提出された県の人民委員会は、環境保護公約を認証する前に関連する県の人民委員会と協議し、関連する県の人民委員会にその認証を報告する責任を負う。

- 3. 県の行政管理責任が明確ではない海域での事業に関しては、事業主は、廃棄物の処理や処分の登録を提出している県の人民委員会に環境保護公約を登録しなければならない。

## 8. 第 17 条の a は以下のように追加される。

第 17 条の a: 環境影響評価報告書の審査及び承認、経済特区、工業区域、輸出加工区、及び高度最新技術区における投資事業の環境保護公約の認証

- 1. もし経済特区の管理団体が環境保護の部署を持っている場合には、環境影響評価報告書の審査及び承認、及び環境保護公約の認証における国家管轄機関は、その管理団体に、環境影響評価報告書を審査及び承認、及び環境保護公約を認証する権限を与えることができる。

- 2. もし、以下の条件が整っている場合には、環境影響評価報告書の審査及び承認、及び環境保護公約の認証における国家管轄機関は、工業区域、輸出加工区、及び高度最新技術区の管理団体に、環境影響評価報告書の審査及び承認、及び環境保護公約を認証する権限を与えることができる。

a) その管理団体が環境保護の部署を持っていること

b) 工業区域、輸出加工区、及び高度最新技術区におけるインフラ建設に係る事業の環境影響評価報告書が承認されていること

2006 年 7 月 1 日以降に工業区域、輸出加工区、及び高度最新技術区におけるインフラ建設に係る事業の環境影響評価報告書が承認されている場合には、承認された環境影響評価報告書に挙げられている全ての環境保護作業が実施されていることを認証するために、環境保護の管轄機関によってその環境影響評価報告書が調査されなければならない。

- 3. 権限を与えられた工業区域、輸出加工区、及び高度最新技術区の管理団体は、環境影響評価報告書の審査及び承認に関する報告書を地方省の環境保護機関へ提出し、工業区域、輸出加工区、及び高度最新技術区が存在する県の環境保護機関へ環境保護公約の認証に関する報告書を提出する責任を負う。

9. 第 17 条の b は以下のように追加される。

第 17 条の b: 2006 年 7 月 1 日以前に運営しており、環境影響評価報告書の承認決定又は環境保護公約の認証を得ていない製造、ビジネス及びサービスの集約地域、及び製造、ビジネス及びサービス施設における環境保護事業の準備及び承認、及び環境保護公約実施における調査及び監査

1. 2006 年 7 月 1 日以前に運営しており、環境影響評価報告書の承認決定又は環境保護公約の認証を得ていない製造、ビジネス及びサービスの集約地域、及び製造、ビジネス及びサービス施設の事業主は、2008 年 6 月 30 日以前の承認及び認証を得るため、本条項の 2 項に規定されたように、環境保護事業の準備を行い、環境保護の国家管轄機関へその事業を提出することを求められる。
2. 本条項の 1 項で規定された対象となる施設の環境保護事業の承認及び認証、及び環境活動の調査及び監査を行う責任は以下のとおりである。
  - a) 地方省の環境保護機関は、環境影響評価報告書の準備を要求される事業と同様の特徴と規模を持つ製造、ビジネス及びサービスの集約地域及び製造、ビジネス及びサービス施設における環境保護事業を承認し、環境保護公約を調査及び監査する責任を負う。  
製造、ビジネス及びサービスの集約地域、及び製造、ビジネス及びサービス施設が 2 つの地方省又は中央直轄市にまたがる場合、その集約地域及や施設によって環境に最も深刻な影響を受ける地方省の環境保護機関は、環境保護事業を承認する前に、関係する地方省の環境保護機関と協議する責任を負う。
  - b) 県の環境保護機関は、本条項の a で規定された製造、ビジネス及びサービスの集約地域、及び製造、ビジネス及びサービス施設における環境保護事業を認証し、環境保護公約の実施を調査及び監査する責任を負う。

製造、ビジネス及びサービスの集約地域、及び製造、ビジネス及びサービス施設が 2 つの県、町及び中央直轄市にまたがる場合、その集約地域及や施設によって環境に最も深刻な影響を受ける県の環境保護機関は、環境保護事業を承認する前に、関係する県の環境保護機関と協議する責任を負う。

3. 環境影響評価報告書の準備を要求される事業と同様の特徴と規模を持つ製造、ビジネス及びサービスの集約地域、及び製造、ビジネス及びサービス施設における環境保護事業には、以下の内容を盛り込まなければならない。
  - a) 製造、ビジネス及びサービスの集約地域、及び製造、ビジネス及びサービス施設における規模、特徴、主な活動についての全体的な説明
  - b) 関連する社会経済、自然及び環境状況の全体的な説明
  - c) 製造、ビジネス及びサービスの集約地域、及び製造、ビジネス及びサービス施設の活動によって直接影響を受ける地域の環境状況
  - d) 深刻な影響の原因を評価し一覧表を作成
  - e) 総合的な環境保護対策、作業及び計画の実施
4. 環境保護公約を要求される事業と同様の特徴と規模を持つ製造、ビジネス及びサービスの集約地域、及び製造、ビジネス及びサービス施設における環境保護事業には、以下の内容を盛り込まなければならない。
  - a) 主な排出源の評価と一覧表の作成
  - b) 環境保護対策、作業及び計画の実施
5. 天然資源環境省は、本条項の 1 で規定した環境保護事業の準備、承認又は認証を指導する責任を負う。

**10. 第 17 条の c は以下のように追加される。**

(この補足条項は、2006 年 7 月 1 日以前に保証された施設の環境基準遵守の認証に関する申請及び書類の管理を規定するものである。そのため、英語の仮翻訳は行わない)

**11. 第 17 条の d は以下のように追加される。**

(この補足条項は、国家安全保障分野の環境保護を規定する。そのため、英語の仮翻訳は行わない)

**12. 第 21 条の a は以下のように追加される。**

第 21 条 a: 海域への廃棄物投棄における規定

1. ベトナム領水への有害廃棄物の投棄は、厳しく禁止されている。

2. 自然保護地域、自然遺産、及び新しい自然の生態系システムを持つ地域、水生生物の季節的な生息地域となる海洋への廃棄物投棄は禁止されている。
3. 廃棄物の技術基準を満たすために処理された、海洋における運搬施設や掘削現場から排出された一般的な廃棄物は、本条項の 2 で規定されている海域を除く海洋への廃棄を許されている。
4. 規定された処理を行った陸地からの固形廃棄物、及び運河の海底を引掻く行為から発生する廃棄物の排出は、地方省の環境保護機関によって許可されなければならない。

**13. 第 22 条は以下のように改正される。**

3. 天然資源環境省は、運営が始まる前に、廃棄物処理設備及びシステムの調査及び審査を指導する責任を負う。

**14. 第 23 条の a<sup>5</sup> は以下のように補足される。**

天然資源環境省は、土地利用計画、社会経済開発計画、及び分野別開発計画を統合した環境計画の準備を指導する責任を負う。

---

<sup>5</sup> 2006 年の施行規則第 23 条の a は、1 項、2 項の両方にある。



別表  
環境影響評価報告書を要求される事業リスト  
(2008年2月28日付け政令 No. 21/2008/ND-CP と共に公布)

番号	事業	規模
1	2006年6月29日付け国会決議 (No. 66/2006/NQ11) において規定された、承認を得るために国会に提出することを要求される国家事業及びプログラム	すべて
2	自然保護区、歴史的文化的遺産、世界遺産、生物圏保護区、登録又は未登録ではあるが地方省/中央直轄市の決定に基づき保護されている有名な景勝地のすべて又は一部を使用する事業	すべて
3	河川流域、沿岸地域、保護されている生物多様性地域における水資源に深刻な影響を与える恐れのある事業	すべて
<b>建設事業</b>		
4	都市部及び住宅地域のインフラ建設事業	50ha 以上の面積
5	工業区域、高度最新技術区、工場密集地、輸出加工区、工芸村密集地のインフラ建設事業	すべて
6	食料品店及びスーパーマーケットの建設事業	売店 200 以上
7	スポーツセンターの建設事業	10ha 以上の面積
9	ホテル及びゲストハウスの建設事業	100 部屋以上
10	観光及びレクリエーション施設の建設事業	10ha 以上の面積
11	沿岸地域や島嶼における観光サービス施設 (インフラを含む) の建設事業	計画排水 1,000 m <sup>3</sup> /日以上
12	ゴルフコースの建設事業	18 ホール以上
13	墓地の建設事業 (埋葬、火葬及びその他慣習)	すべて
14	地下工事の建設事業	すべて
15	地下フロアがある建設事業	地下フロアが 10m 以上の深さ
16	軍事基地、軍隊の訓練施設、射撃場、軍港の建設事業	すべて
17	武器・弾薬庫 <sup>6</sup> の建設事業	すべて
18	軍隊の経済特区の建設事業	すべて
19	留置施設の建設事業	すべて
<b>建設資材の製造に関する事業</b>		
20	セメント生産に関する事業	年間生産能力

<sup>6</sup> Military treasures の訳

番号	事業	規模
		300,000 トン以上
21	セメント生産用のクリンカの粉碎に関する事業	年間生産能力 1,000,000 トン以上
22	レンガ及びタイルの生産に関する事業	年間生産能力 10,000,000 個以上
23	その他建設資材の製造に関する事業	年間生産能力 10,000 トン以上
<b>運輸事業</b>		
24	地下鉄及びトンネル建設に関する事業	全長 500 m 以上
25	高速道路、I、II、III 級道路の建設事業	すべて
26	高速道路、I、II、III 級道路の改修及び改善に関する事業	全長 50 km 以上
27	IV 級道路の建設事業	全長 100 km 以上
28	鉄道の建設事業	全長 50 km 以上
29	高架鉄道の建設事業	すべて
30	ケーブルカー線路の建設事業	全長 500m 以上
31	道路や線路に架ける永久的な橋の建設事業	全長 200 m 以上 (橋のアプローチを除く)
32	交通施設の建設事業	1000 人以上の移転が必要であるもの
33	河川港や海港の建設事業	積載重量 1000 トン以上の船舶向け港
34	漁港の建設事業	1 日の漁船の入出港が 100 回以上
35	空港の建設事業	すべて
36	バス停の建設事業	0.5 ha 以上の面積
37	アスファルトの製造に関する事業	年間生産能力 30,000 トン以上
<b>エネルギー及び放射エネルギーに関する建設事業</b>		
38	原子炉の建設事業	すべて
39	放射性物質を使用する、又は放射性廃棄物を発生させる製造、ビジネス及びサービス施設の建設事業	すべて
40	原子力発電所及び熱核融合発電に関する事業	すべて
41	火力発電事業	30 MW 以上

番号	事業	規模
42	風力発電事業	100 ha 以上の面積
43	太陽光発電事業	100 ha 以上の面積
44	水力発電事業	ダムの貯水容量 300,000 m <sup>3</sup> 以上
45	高電圧送電の建設事業	全長 100 km 以上
46	送電線及びケーブルの製造に関する事業	年間 2,000 トン以上 のアルミウムからの生産
<b>電気通信に関する事業</b>		
47	ラジオ局の建設事業	2 Kw 以上
48	電気・電子機器の製造に関する事業	年間生産能力 10,000 以上の機器 部品
49	電気部品の製造に関する事業	年間生産能力 500 トン以上
50	通信網設備の建設事業	全長 100 km 以上
51	通信ケーブルの製造に関する事業	すべて
<b>水資源及び森林開発、植林に関する事業</b>		
52	貯水池、貯水ダムの建設事業	容量 300,000 m <sup>3</sup> 以上
53	水資源開発の建設事業	対象面積 200 ha 以上
54	海面埋め立ての事業	すべて
55	河川及び沿岸堤防の建設工事	全長 1,000 m 以上
56	源流保護林、防波堤森林及び特別な目的のある森林の開発、又は利用目的の変更に関する事業	5 ha 以上の面積
57	天然林地域の開発、又は利用目的の変更に関する事業	20 ha 以上の面積
58	植林及び森林伐採に関する事業	植林: 1,000 ha 以上の面積 森林伐採: 200 ha 以上の面積
59	ゴム、キャッサバ、さとうきび、コーヒー、ココア、お茶及び胡椒の集中栽培地域の建設事業	100 ha 以上の面積
60	野菜や花卉の集中栽培地域の建設事業	100 ha 以上の面積
<b>鉱物採掘事業</b>		
61	建設資材のための内陸での鉱物採掘事業	年間 50,000 m <sup>3</sup> 以上

番号	事業	規模
		上
62	地中の鉱物採掘事業	年間 100,000 m <sup>3</sup> 以上
63	河床からの建設資材（砂・砂利）の浚渫及び採取に関する事業	年間 50,000 m <sup>3</sup> 以上
64	固形鉱物の採掘（化学薬品を使用せず）に関する事業	年間採掘量（鉱物及び発生土を含む）100,000 m <sup>3</sup> 以上
65	有害物質を含む、又は化学薬品を使用する固形鉱物の採掘に関する事業	すべて
66	固形鉱物加工に関する事業	年間生産能力 50,000 トン以上 炭鉱事業は、年間発生土 500,000 トン以上
67	地下水の開発に関する事業	1 日 10,000 m <sup>3</sup> 以上
68	容器用天然ミネラル水の開発に関する事業	1 日 120 m <sup>3</sup> 以上
69	入浴又は医療サービスとしての天然ミネラル水、天然温水（地下水及び地表水の両方を含む）の開発事業	1 日の揚水量 500 m <sup>3</sup> 以上
70	地表水の開発事業	1 日 50,000 m <sup>3</sup> 以上
<b>石油・ガスに関する事業</b>		
71	石油・ガスの開発事業	すべて
72	石油精製に関する事業（ガスの抽出及び充填、潤滑油の混合に関する事業を除く）	すべて
73	石油化学製品（界面活性剤、可塑剤、メタノール）に関する事業	すべて
74	石油・ガスパイプラインの建設事業	すべて
75	ガソリンスタンドの建設事業及び	貯蔵量 1,000 m <sup>3</sup> 以上
76	石油・ガスの積替施設の建設事業	すべて
<b>廃棄物処理に関する事業</b>		
77	廃棄物の処理・リサイクルに関する事業	すべて
78	産業廃棄物・有害廃棄物の埋立処分場の建設事業	すべて

番号	事業	規模
79	家庭廃棄物の埋立処分場の建設事業	500 世帯、又は県レベル以上の規模
80	工業区域、輸出加工区、工芸村密集地以外における産業廃棄物の集中処理施設の建設事業	すべて
81	生活排水の集中処理施設の建設事業	1 日の処理能力 1,000 m <sup>3</sup> 以上
82	廃棄物（輸入された廃棄物を含む）の購入及び事前処理に関する事業	年間量 3,000 トン以上
83	船舶の清掃に関する事業	すべて
84	船舶の解体に関する事業	すべて
<b>機械修理及び冶金に関する事業</b>		
85	鉄鋼及び非鉄金属の冶金に関する事業	年間生産能力 3,000 トン以上
86	鉄鋼の延圧に関する事業	年間生産能力 5,000 トン以上
87	造船及び船舶の修理に関する事業	積載重量 1,000 トン以上の船舶
88	自動車及び機関車の製造及び修理に関する事業	年間 500 台以上
89	オートバイの組立て及び修理に関する事業	年間 10,000 台以上
90	機械修理、設備の製造に関する事業	年間 1,000 トン以上
91	金属めっき・研磨・被覆に関する事業	年間生産能力 1,000 トン以上
92	形成加工されたアルミニウムの製造	年間生産能力 2,000 トン以上
93	軍隊の装備品及び武器の製造に関する事業	すべて
<b>木材加工、ガラス・陶器製造に関する事業</b>		
94	木材加工事業	年間生産能力 5,000 m <sup>3</sup> 以上
95	合板製造事業	年間生産能力 100,000 m <sup>2</sup> 以上
96	家庭用木製品の製造事業	年間生産能力 10,000 品以上
97	美術品の製造事業	年間生産能力 1,000,000 品以上
98	ガラス・陶器の製造事業	年間生産能力

番号	事業	規模
		1,000,000 品以上
99	衛生陶器の生産事業	年間生産能力 10,000 品以上
100	エナメルタイルの生産事業	年間生産能力 1,000,000 m <sup>2</sup> 以上
101	魔法びん・蛍光管の製造に関する事業	年間生産能力 1,000,000 品以上
<b>食品加工、飲料製造に関する事業</b>		
102	食品加工に関する事業	年間生産能力 5,000 トン以上
103	食肉解体に関する事業	1日の解体が家畜 1,000 頭以上、家 禽 10,000 羽以上
104	水産加工に関する事業	年間生産能力 1,000 トン以上
105	砂糖の生産事業	年間生産能力 20,000 トン以上
106	ワイン及びアルコールの生産事業	年間生産能力 100,000 リッター 以上
108	原材料の生産事業	年間生産能力 5,000 トン以上
109	牛乳の製造事業	年間生産能力 10,000 トン以上
110	食用油の生産事業	年間生産能力 10,000 トン以上
111	菓子の生産事業	年間生産能力 5,000 トン以上
112	氷の生産事業	1日の生産能力が アイスバー3,000 本以上（50 kg/ 本）、又は氷 150,000 kg 以上
<b>農作物加工に関する事業</b>		
113	タバコの生産事業	年間生産能力 30,000 箱以上

番号	事業	規模
114	タバコ原料の生産事業	年間生産能力 1,000 トン以上
115	シリアル食品の加工事業	年間生産能力 10,000 トン以上
116	米の加工事業	年間生産能力 20,000 トン以上
117	キャッサバのでんぷん加工事業	年間生産能力 1,000 トン以上
118	カシューナッツの加工事業	年間生産能力 10,000 トン以上
119	紅茶の加工事業	年間生産能力 10,000 トン以上
120	コーヒーの加工事業	年間生産能力が水洗式 5,000 トン以上、乾燥式 10,000 トン以上、コーヒー粉の加工 1,000 トン以上
<b>養殖、畜産及び養鶏に関する事業</b>		
121	畜産、魚の養殖に関する事業	年間生産能力 5,000 トン以上
122	水産副産物の加工に関する事業	年間生産能力 1,000 トン以上
123	魚粉の加工事業	年間生産能力 1,000 トン以上
124	養殖の事業	水域面積 10 ha 以上
125	広範囲にわたる養殖の事業	水域面積 50 ha 以上
126	砂の上の養殖に関する事業	すべて
127	中央集約的な家畜農場に関する事業	家畜 1,000 頭以上
128	中央集約的な養鶏場に関する事業	家禽 20,000 羽以上、 だちょう 200 羽以上、 うずら

番号	事業	規模
		100,000 羽以上
<b>化学肥料及び農薬の製造に関する事業</b>		
129	化学肥料の生産事業	年間生産能力 2,000 トン以上
130	化学肥料及び農薬の保管事業	保管能力 2 トン以上
131	農薬の生産事業	すべて
132	農薬の梱包及び容器詰めに関する事業	年間生産能力 1,000 トン以上
133	堆肥の事業	年間生産能力 1,000 トン以上
<b>化学薬品、製薬及び化粧品に関する事業</b>		
134	製薬の生産事業	年間生産能力 50 トン以上
135	ワクチンの生産事業	すべて
136	動物用医薬品の生産事業	年間生産能力 50 トン以上
137	化粧品の生産事業	年間生産能力 50 トン以上
138	凝固剤及び凝固剤から作られた製品の生産事業	年間生産能力 500 トン以上
139	プラスチック容器の生産事業	年間生産能力 2,000,000 品以上
140	塗料及び化学製品の生産事業	年間生産能力 500 トン以上
141	洗剤及び添加剤の生産事業	年間生産能力 1,000 トン以上
142	爆発物、圧縮不活性ガス、防火用具の生産事業	すべて
143	産業用爆発性商品の生産事業	すべて
144	塩の生産事業	100 ha 以上の面積
<b>紙及び文房具に関する事業</b>		
145	パルプ及び紙製品（材料から）に関する事業	年間生産能力 1,000 トン以上
146	パルプ紙及び再生紙の生産事業	年間生産能力 5,000 トン以上
147	文房具の生産事業	年間生産能力



番号	事業	規模
		1,000 トン以上
<b>織物及び衣類に関する事業</b>		
149	染色繊維に関する事業	すべて
150	漂白洗濯による衣類の製造及び加工に関する事業	年間生産能力 50,000 着以上
151	漂白洗濯をしない衣類の製造及び加工に関する事業	年間生産能力 200,000 着以上
152	大型ランドリー及びアイロンサービス	年間生産能力 50,000 品以上
153	シルク糸及合成糸の製造に関する事業	年間生産能力 1,000 個以上
<b>その他事業</b>		
154	ゴムの生産事業	年間生産能力 5,000 品以上
155	ゴムの加工事業	年間生産能力 1,000 品以上
156	靴及びサンダルの製造事業	年間生産能力 100,000 足以上
157	ゴムタイヤの生産事業	年間生産能力は自動 車 50,000 個以上、 自転車・オートバイ 100,000 個以上
158	バッテリー生産事業	年間生産能力 50,000 kWh 以上、又は 100 トン以上
159	革なめしの事業	すべて
160	CO <sub>2</sub> 液化ガスの生産事業	年間生産能力 3,000 トン以上
161	消火設備の製造事業	すべて
162	その他の修繕、拡張及び改良の事業	本表の 25 番と 26 番 を除く 1 番～162 番 に挙げた事業と同様 の特徴、規模及び能 力を有する事業